

第 1 1 分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・ 学習の充実

<基本的考え方>

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習である。

固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。

また、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、人生を通じたそれぞれの段階におけるライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、女性の能力や活力を引き出すため、女性のエンパワーメントを促進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
公立中学校における職場体験の実施状況	94.5% (平成 21 年)	96% (平成 27 年)
公立高等学校（全日制）におけるインターンシップの実施状況	72.6% (平成 21 年)	75% (平成 27 年)
ミレニアム開発目標のうち、全ての教育レベルにおける男女格差	—	平成 27 年までに解消
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を 1 人以上含む教育委員会の割合	93.2% (平成 21 年)	100% (平成 27 年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	14.7% (平成 22 年)	30% (平成 32 年)
大学の教授等に占める女性の割合	16.7% (平成 21 年)	30% (平成 32 年)

1 男女平等を推進する教育・学習

施策の基本的方向	
<p>学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう意識啓発等に努める。</p> <p>男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校長を始めとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。 ・教員養成課程における男女平等などの人権教育を促進する。 ・青少年教育活動の指導者など社会教育関係者に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発に努める。 ・男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、教育関係者等に対し男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図る。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省 文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>イ 初等中等教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領等に基づき、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて指導の充実を図る。また、教科書においても教育基本法や学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な記載がなされるよう配慮する。男女平等が歴史的にいかに進展してきたか、国際的にみて我が国の女性が置かれている現状はどのようになっているかなども含め、男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を促進する。 ・初等中等教育において、学校現場を含め国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進する。 ・男女を問わず国民一人ひとりが健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進する。 ・子どもが暴力の被害者になることを防ぎ、また、子どもが将来暴力の加害者になることを防ぐため、暴力は人権侵害であり絶対に許されるものではないことについて、子どもの頃からの教育・啓発を推進する。 ・学校運営が、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう留意し、その考え方がPTA活動などの地域活動にも浸透するように努める。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省、関係府省</p> <p>文部科学省</p>
<p>ウ 高等教育の充実</p> <p>①高等教育機関における調査・研究等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関において、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の一層の充実を促す。また、それらの成果を学校教育や社会教育における教育・学習に幅広く活用し、社会への還元を促進する。 	<p>文部科学省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう、大学の教職員を対象とした研修等の取組を促進する。 	文部科学省
<ul style="list-style-type: none"> ・様々な分野への女性の参画を促進するため、高等教育機関における男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の推進を図る。 	文部科学省
<p>②奨学金制度の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力のある学生が経済的な理由により修学の機会が奪われることのないよう、奨学金制度の充実を図る。 	文部科学省
<p>エ 社会教育の推進</p>	
<p>①男女共同参画に関する学習機会の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育において、プログラムの開発や学級・講座の開設など、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進するとともに、指導者用資料の作成、専門的な指導者の養成などを推進する。その際、女性のみならず男性に対しても積極的な参加を促す。 	文部科学省
<p>②男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供する。また、子育てに悩みや不安を抱える親に対する相談体制の充実を図る。 	文部科学省
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育等における男性の参画、家庭教育を支える地域ネットワークの構築など、地域の活動を担う人材の育成プログラムの開発・普及等を図る。 	文部科学省
<p>オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実</p>	
<p>①独立行政法人国立女性教育会館における調査研究</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館においては、調査研究・情報事業及び大学等の研究の成果を研修・交流事業に活用し、地方公共団体や大学、男女共同参画センター・女性センター等の女性関連施設及び社会教育施設、海外関係機関と連携を図りつつ事業を展開するとともに、男女共同参画社会の形成に資する調査研究や、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め全国的にその成果の還元を図る。 	文部科学省
<p>②日本学術会議における男女共同参画に関する検討</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・日本学術会議においては、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、社会、経済、政策、健康、人口、暴力、災害、環境等の観点から多角的な調査、審議を一層推進する。 	内閣府

2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

施策の基本的方向

男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進する。特に、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワーメントに寄与するため、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切にいかすことができる社会の構築を目指し、学習機会の提供や社会参画の促進のための施策を一層充実させる。

また、「ミレニアム開発目標」のうち、平成 27 年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消するという目標の実現に努める。

<p>⑩学習成果の適切な評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な学習活動の成果が適切に評価されるような社会の実現に向け、生涯学習施策に関する調査研究を行うとともに、大学等において専修学校での学習の成果などを単位として認定することを奨励する。 	<p>文部科学省</p>
<p>イ エンパワメントのための女性教育・学習活動の充実</p>	
<p>①社会活動の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業におけるキャリアだけでなく、PTAやNPO、地縁団体の活動など多様な社会活動をキャリアとして積極的に評価するための手法について検討する。 	<p>文部科学省</p>
<p>②女性の生涯にわたる学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力を付けるため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。 高等教育機関における託児施設の整備等の推進を促す。 	<p>文部科学省 文部科学省、関係府省</p>
<p>③女性の能力開発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的に自立するために必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努める。特に、結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性に配慮する。 女性がこれまで担ってきた社会活動をキャリアとして積極的に評価するとともに、従事している者が経済的にも自立できるよう、「新しい公共」を担う人材の育成プログラムを開発・普及等を行う。 	<p>文部科学省 文部科学省</p>
<p>④女性の学習グループの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図るとともに、参画した女性の活動成果の普及促進に努める。また、女性団体等の情報活用能力の向上のための取組を促進する。 	<p>文部科学省</p>
<p>⑤独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立女性教育会館においては、基幹的女性教育指導者の育成、女性のチャレンジ支援のための情報提供や教育プログラム開発など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワメント支援、女性アーカイブセンター機能等の更なる充実・深化を推進する。 	<p>文部科学省</p>
<p>ウ 進路・就職指導の充実</p>	
<p>①進路指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 初等中等教育段階から児童生徒の能力・適性・進路希望等に応じた進路指導を展開するため、専攻分野に関する正しい情報を提供し、進路指導に携わる教育関係者が固定的な性別による考え方にとらわれることなく、児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるように指導する。また、児童生徒一人ひとりに高い職業意識の育成を図るため、職場体験やインターシップなどの体験活動を推進する。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>②就職指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学等に対して将来のキャリアに関連付けた専門教育を展開するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた進路・就職指導など多様な職業選択を推進する指導及び意識啓発等を行うよう促す。さらに、学生職業センター等において、女子学生等も含め就職支援を着実に実施する。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p>

<p>③職業意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> 男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い進路選択を念頭に、一人ひとりが主体的に進路を選択することを目的とし、望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身に付けさせるなど、職業意識の醸成や意識の啓発を図る。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>④各経済団体等への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学における教育が男女学生ともに多様な職業選択を可能にするため必要であることを踏まえ、経済団体等に対して、実質的な就職・採用の活動開始や内定の時期等について、大学教育に十分配慮するよう要請する。 女子学生・女子高校生に対する均等な就職機会の確保について引き続き要請する。 	<p>文部科学省、厚生労働省 文部科学省、厚生労働省</p>

3 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

<p style="text-align: center;">施策の基本的方向</p>	
<p>学校教育機関において、女性の能力発揮がそれぞれの組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。</p>	
<p style="text-align: center;">具体的施策</p>	<p style="text-align: center;">担当府省</p>
<ul style="list-style-type: none"> 初等中等教育機関の校長・教頭などにおける女性の登用について、都道府県教育委員会等に対して、「2020年30%」の目標の達成に向けた具体的な目標（例えば、平成27年（2015年）の目標など）を設定するよう働きかける。 高等教育機関の教授等における女性の登用については、男女共同参画の理念を踏まえた各大学における自主的な取組を促進する。また、国立大学協会が策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえつつ、男女共同参画の推進に向け、国立大学法人評価等を通じて各国立大学法人が積極的な取組を行うよう促す。公私立大学等についても自主的な取組が行われるよう促す。 国立大学協会の男女共同参画に関するワーキング・グループからの国立大学における男女共同参画を推進するための提言等も踏まえて、学術・研究の分野における女性の参画の促進に努める。 	<p>文部科学省 文部科学省 文部科学省</p>